

居宅介護支援（ケアプラン）サービス重要事項説明書

豊田厚生介護保険センター

令和 年 月 日

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第 38 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 事業者の名称 | 愛知県厚生農業協同組合連合会 |
| 事業者の所在地 | 〒480-1155 長久手市平池 901 番地 (H24. 1. 4～) |
| 代表者の氏名 | 代表理事理事長 宇野 修二 |

2. ご利用の事業所

| | | | |
|----------|---|------------------|--|
| 事業所の名称 | 豊田厚生介護保険センター | | |
| 事業所の所在地 | 〒470-0396 豊田市浄水町伊保原 500-1 | | |
| 管理者の氏名 | 清水 浩子 | | |
| 電話・FAX | 電話 0565-43-5023 | FAX 0565-43-5029 | |
| | 休業日・時間外は携帯対応：080-6907-2544 ※スタッフが交代で対応します。 | | |
| 指定事業名 | 居宅介護支援事業者 | | |
| 指定年月日・番号 | 平成 11 年 7 月 30 日 愛知県知事指定 第 2373000039 号 | | |

3. 職員体制

| | 常勤 | 非常勤 | 兼務 | 職務内容 |
|--------------------|-----|-----|-----|--------------------------------------|
| 管理者 (主任介護支援専門員) | — | — | 1 名 | 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う、指定居宅介護支援の提供 |
| 主任介護支援専門員 | 2 名 | 名 | 名 | 指定居宅介護支援の提供 |
| 介護支援専門員 | 名 | 名 | 名 | 指定居宅介護支援の提供 |
| 事務員 | 名 | 名 | 2 名 | 必要な事務 |

備考：職員は常に身分証明証を携帯しています。必要時は提示をお求め下さい。

4. 営業時間

| | |
|---------|--------------------|
| 平日（月～金） | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 |
|---------|--------------------|

5. 休業日

| | |
|-------|-------------------|
| 一般休日 | 土曜、日曜、祝・祭日 |
| 特定休日 | 8 月 15 日 |
| 年末・年始 | 12 月 30 日～1 月 3 日 |

6. 担当する介護支援専門員

- あなたは、いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- 当事業所は、担当の職員が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には事前にあなたの了解を得ます。

7. 事業の目的

当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援のサービスを提供することを目的とします。

8. 運営の方針

- 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービスをおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- 利用者の意向および人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当にかたよることのないよう、公平かつ中立に行います。
- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において情報公表します。
前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。
- 感染症や災害への対応強化、高齢者虐待防止の推進に向けて取り組みます。
- 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を行います。

9. 居宅介護支援の実施にあたり

- 居宅サービス計画（ケアプラン）作成にあたり、使用する課題分析票の種類は、原則として居宅サービス計画ガイドライン方式を使用します。
- 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- 利用者の相談およびサービス担当者会議は、当事業所や利用者宅その他必要と認められる場所において行います。
- サービス計画・内容を検証のために、介護支援専門員が原則として月 1 回以上訪問します。(※利用者の状態が安定しており、主治医・各サービス事業所の合意があり、テレビ電話装置等を介して意思疎通できる場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能な場合は、少なくとも 2 か月に 1 回訪問します。)
- 事業の実施地域…通常の実施地域は旧豊田市内です。

10. 利用料金

利用料金については介護保険法に定められた金額とし、介護保険より全額給付（自己負担なし）されます。但し、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合は現金でお支払いをいただく場合があります。

| | |
|-------------|---|
| ケアプランの立案作成等 | 介護保険制度の定める額（事業所の運営状況、利用者の状況等に応じて変動します） 参考 令和 6 年 4 月現在 要介護 1・2 1086 単位 (担当件数が 45 件未満の場合) 要介護 3・4・5 1411 単位 |
| 交通費 | 初回加算・入院時情報連携加算・退院退所加算・地域加算（3 級地）・特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算・特定事業所医療介護連携加算・通院時情報連携加算・緊急時等居宅カンファレンス加算等 通常の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を頂きます。 自動車を使用した場合の交通費は、次の額を領収します。 ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10Km 未満 550 円（税込） ② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね 10Km 以上 1Km 増 55 円（税込） 支払い方法：利用料金は、口座振替サービスでの自動引落をお願いしています。ほとんどの金融機関が利用可能です。利用料金は、毎月 15 日頃に前月分の請求書を送付いたします。振替日は利用日翌月 27 日となります。お支払いいただいた利用料の領収書は、翌月 15 日頃ご自宅へ発送いたします。 |

※ キャンセル料などは、原則的に頂きません。

11. 相談・苦情窓口

- 当事業所において、居宅介護支援についてのご相談・苦情、居宅サービス計画に基づく各種サービス提供内容についてのご相談・苦情を承ります。

| | |
|-------------------------------------|---|
| 豊田厚生 介護保険センター窓口 | 担当者：介護支援専門員（ ）・管理者：(清水 浩子) 電話：0565-43-5023 |
| (2) お住まいの市町村にも、相談および苦情申し立ての窓口があります。 | |
| 豊田市：介護保険課 | 電話：0565-34-6634 対応時間：8：30～17：15（土日祝日を除く） |
| その他：（ ） | 電話： |
| (3) | |
| 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 | 電話：052-971-4165 対応時間：9：00～17：00（土日祝日を除く） |

12. 苦情処理の体制

- (1) 苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡し、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、サービス提供者からも事情を確認し対応します。
- (2) サービス提供責任者が必要と判断した場合は苦情処理等対応委員会を設置し検討します。又、必要な場合は管理者を含めて検討します。検討の結果、すみやかに具体的な対応策を講ずるものとします。
- (3) 苦情の内容について記録し保管します。

13. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、損害を賠償します。

14. 秘密保持

- (1) 従業員は、正当な理由がない限り、居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従業員が退職後においても、在職中に知り得た利用者家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は利用者様及び利用者様のご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用目的に掲げた個人情報はいりません。

15. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 専任担当者の配置 虐待防止に関する担当者は、居宅介護支援事業所管理者とする。

16. その他

サービス提供に関する記録の保存年限→完結の日から5年間保存します。

訪問実施地域

| | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|
| あ行 | 永覚新町 | 上郷町 | 拳母町 | 新町 | 田代町 | | 八幡町 | 豊栄町 | 水間町 | 竜宮町 |
| 逢妻町 | 永覚町 | 上高町 | | 神明町 | 田中町 | な行 | 花丘町 | 芳友町 | 御立町 | 竜神町 |
| 青木町 | 大池町 | 亀首町 | さ行 | 水源町 | 田町 | 成合町 | 花園町 | 宝来町 | 緑ヶ丘 | 若草町 |
| 秋葉町 | 大内町 | 加茂川町 | 幸町 | 砂町 | 田畑町 | 中垣内町 | 花本町 | 細谷町 | 御船町 | 若林西町 |
| 曙町 | 大島町 | 河合町 | 坂上町 | 住吉町 | 力石町 | 中金町 | 林添町 | 穂積町 | 宮上町 | 若林東町 |
| 朝日ヶ丘 | 大清水町 | 川田町 | 栄町 | 聖心町 | 千鳥町 | 中切町 | 東梅坪町 | 保見ヶ丘 | 宮口町 | 若宮町 |
| 朝日町 | 王滝町 | 川端町 | 桜町 | 石楠町 | 長興寺 | 長沢町 | 東広瀬町 | 保見町 | 宮前町 | |
| 荒井町 | 大畑町 | 神田町 | 篠原町 | 千石町 | 司町 | 中島町 | 東保見町 | 本地町 | 宮町 | |
| 池田町 | 大林町 | 勤八町 | 幸穂台 | 千足町 | 月見町 | 中田町 | 東山町 | 本新町 | 美山町 | |
| 生駒町 | 大見町 | 喜多町 | 猿投町 | | 土橋町 | 中根町 | 久岡町 | 本田町 | 御幸町 | |
| 石野町 | 小川町 | 京ヶ峰 | 三軒町 | た行 | 堤町 | 中町 | 日之出町 | 本徳町 | 御幸本町 | |
| 泉町 | 押沢町 | 京町 | 汐見町 | 太平町 | 堤本町 | 鍋田町 | 平井町 | 本町 | 美和町 | |
| 市木町 | 鷺鴨町 | 九久平町 | 志賀町 | 高丘新町 | 貞宝町 | 西岡町 | 平芝町 | ま行 | 室町 | |
| 五ヶ丘 | 落合町 | 国附町 | 四郷町 | 高岡町 | 寺下町 | 錦町 | 平戸橋町 | 舞木町 | 明和町 | |
| 井上町 | 乙部ヶ丘 | 久保町 | 枝下町 | 高岡本町 | 寺部町 | 西新町 | 平山町 | 前田町 | 元城町 | |
| 伊保町 | 乙部町 | 幸海町 | 渋谷町 | 高上 | 手呂町 | 西田町 | 広川町 | 前林町 | 元町 | |
| 今町 | 小呂町 | 鴻ノ巣町 | 清水町 | 高崎町 | 天王町 | 西広瀬町 | 広久手町 | 前山町 | 元宮町 | |
| 岩倉町 | | 小坂町 | 下市場町 | 高橋町 | 渡合町 | 西町 | 広路町 | 榊塚西町 | 森町 | |
| 岩滝町 | か行 | 小坂本町 | 下林町 | 高原町 | 東新町 | 西山町 | 広田町 | 榊塚東町 | | |
| 上野町 | 貝津町 | 越戸町 | 下室町 | 高町 | 百々町 | 日南町 | 広幡町 | 松ヶ枝町 | や行 | |
| 上原町 | 柿本町 | 古瀬間町 | 樹木町 | 高美町 | 渡刈町 | 野口町 | 広美町 | 松平志賀町 | 八草町 | |
| 鵜ヶ瀬町 | 和会町 | 琴平町 | 浄水町 | 宝町 | 常磐町 | 野見町 | 深田町 | 松平町 | 社町 | |
| 畝部西町 | 桂野町 | 寿町 | 昭和町 | 滝見町 | 十塚町 | 野見山町 | 福受町 | 松嶺町 | 矢並町 | |
| 畝部東町 | 金谷町 | 駒新町 | 白浜町 | 竹生町 | 富田町 | | 藤沢町 | 丸根町 | 山中町 | |
| 梅坪町 | 加納町 | 駒場町 | 城見町 | 滝脇町 | 巴町 | は行 | 扶桑町 | 丸山町 | 山之手町 | |
| 上拳母町 | 神池町 | 小峰町 | 新生町 | 竹町 | トヨタ町 | 配津町 | 双美町 | 美里 | 横山町 | |
| 栄生町 | 上丘町 | 衣ヶ原 | 陣中町 | 竹元町 | 豊松町 | 白山町 | 平和町 | 瑞穂町 | 吉原町 | |